

史学委員会 文化財の保護と活用に関する分科会（第 24 期・第 2 回）

議事録

日時：平成 30 年 3 月 19 日（月）13 時 30 分～16 時 30 分

場所：日本学術会議 5-C（1）会議室

出席者：出席者：福永伸哉（委員長）、佐藤宏之（副委員長）、井上洋一、臼杵勲、大久保徹也、小畑弘己、菊地芳朗、芳賀満、藤尾慎一郎、平澤毅、福永香、松田陽、宮路淳子、村上恭通

欠席者：松本直子

書記担当：宮路淳子、菊地芳朗

事務局：石部康子

議題

（1）前回議事要旨の確認

前回の議事録を確認し、これを承認した。

（2）諸問題の報告と検討

①文化財保護行政の動向 平澤毅委員

<報告のおもな内容>

はじめに

文化財保護法の改正については、現在のところ文化庁内で幹部を含めすべてを把握しているところはない状況であるが、以下の 5 点において、文化財保護行政の動向を説明する。

(1)文化行政をめぐる現状

今国会の安倍首相の施政方針演説中に「観光立国」施策として「文化財保護法の改正」が明言された。文化庁関連法案の国会での審議は、予算関連審議で押すため、今年 5 月になるのではないかと。

(2)文化庁の機能強化・京都移転

文化庁の機能は京都に 7 割、東京に 3 割。「機能強化」をうたう。H30 年 10 月に組織改編し、長官、次長・審議官の一部、文化財監査官、政策課、文化資源活用課、参事官(文化創造担当)、文化財第一課、文化財第二課、宗務課等が、遅くとも H33 年度までに京都に移転予定。「文化資源活用課」が予算的に大きくなる見通し。ここに整備部門も入る。現文化財部関係では、不動産系を「文化財第二課」、他は「文化財第一課」。調査官は活用課と併任する。

(3)文化財行政の現状

現文化財保護法の文化財は「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡・名

勝・天然記念物)」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型(第2条)。実態上はこれに「文化財の保存技術」「埋蔵文化財」を加えた8つの枠組み。ここから漏れ落ちる「文化財」もあり。

国内の指定文化財(国指定、都道府県指定、市町村指定)は約13万件。

「日本遺産」はストーリーを認定するもので、現在54件。

「歴史文化基本構想」は、現文化財保護法第2条を改正しないかぎり、その枠を広げられない。「歴史文化基本構想」は「総合計画」を策定。「歴史まちづくり法」は事業計画を認定。「日本遺産」も事業で、法律の根拠をもっていない。

#### (4)文化財保護制度の見直し

今回の文化財保護法の改正は、大臣からの諮問に対する答申を踏まえた改正。これまでの改正とは性格が異なる。

#### (5)これからの視点と論点

文化庁は組織改編・移転にともない200億増の概算要求をしたが、35億円弱の増にとどまった。財政的に厳しい中で、今後の文化財保護施策は、社会・経済・環境の総合的文脈で考える必要性。

##### <意見交換>

・環境施策でも景観施策でも文化財関係抜きで議論されている。文化財は社会からはみ出ているし、文化財側がそのようにしてきた側面もある。都合の良い時だけ取り出される状況をどうにかしないといけない。

・文化庁に要求しても予算は増えない。文化財側だけの理屈ではなく、もっと広い視点で考えていかないといけない。理屈は良くても社会実装できなくては有効とはいえない。

・記念物課が何故文化庁予算のうちの4割をもっているかという、時代のニーズに応じて予算要求をしていることが大きい。

・究極の目標は、文化・文化財が本当に我々にとって欠かせないものであるという実感を広く浸透させること。

・我々は文化財を起点にして施策を考えがちであるが、外からみて文化財をどうとらえるかが、今後の文化財政策を考えるうえで重要。

#### ②欧州における文化財の保存と活用について 松田陽委員

##### <報告のおもな内容>

##### (1)日本の文化財保護行政における保存と活用のバランスについて

「文化財は保存から活用の時代へ」といわれるが、これまで活用より保存に重点が置かれてきたという認識は正しいか。すでに1950年の文化財保護法は、保存と活用を含んだ「保

護」をうたっており、活用＝公開という意味ではこれまでも活用してきたともいえる。近年になって、文化財の観光資源としての価値、経済的な側面、「文化 GDP」などの観点加わり、「活用」の認識が大きく変わってきたというのが実態ではないか。

## (2) 欧州の文化遺産マネジメントの変化を促してきた多元主義および新自由主義

国家を中心とした公的機関が遺跡マネジメント全般を担う体制の崩壊→背景には多元主義的考え方と新自由主義的考え方がある。

多元主義的な考え：文化遺産とは何かを決めるプロセスにすべての人が参加し、マネジメントにも多様なステークホルダーの意見を取り入れるべきとするボトムアップ型。主にアカデミアからの発想。

新自由主義的な考え：マーケットの理論で文化遺産マネジメントにも規制緩和と費用対効果を求める。民間団体へのマネジメントの委託、遺跡マネジメント独自で収益性を上げる動きが現れた。

多元主義的考え方と新自由主義的考えが絶妙なバランスで融合し、文化遺産マネジメントの変化をもたらしている。その現れとしてファロ条約とイングランド・イタリアの文化遺産行政改革を取り上げる。

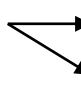
### ・ファロ条約（欧州評議会 2005 年採択、2011 年発効「社会に対しての文化遺産の価値に関する枠組条約」）

きわめて多元主義的な内容。専門家が一方的に文化遺産を定義するのではなく、様々な集団や個人がみずからの文化遺産を定義し、マネジメントに参画することを求める。世界レベルで文化遺産マネジメントのあり方自体を大きく変える可能性。小規模な国を中心に 2018 年 1 月末時点で 17 カ国が批准。

### ・イングランド・イタリアの文化遺産行政改革（新自由主義的マネジメント）

#### ◇イングランドにおける文化遺産マネジメント

English Heritage の組織分割（2015 年）

分割  Historic England(国庫支出で遺跡の台帳管理、政府への文化遺産保護の助言)  
English Heritage Trust(国庫の初期投資後は、史跡を使った完全独立採算へ)  
ストーンヘンジの入場料を 2 倍にするなど、「集客力」のある史跡を最大限に活用。

#### ◇イタリアにおける文化遺産マネジメント

2014 年から市場原理を取り込み、文化と観光を関連づけた文化遺産行政改革。著名な博物館 20 館において、世界的に知名度の高いミュージアムの館長経験がある外国人を館長として登用したり、旧来の展示概念を打ち破る大胆な試み(サッカーチームの展示、コンサート開催など)を行ったりしている。保存一辺倒ではなく観光資源として有効活用へ、という動きが顕著。ただし、考古学者や美術史家からは、文化遺産の「経済的活用」優先に対する

批判も多く出されている。

<意見交換>

・文化審議会文化財分科会企画調査会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」を踏まえて、「文化財活用センター」が独立行政法人本部内（東博）に設けられる方向だが、センターの任務としては、「観光に寄り添いながらいかに文化財を観光に活用するか」「インバウンドに向けての情報発信をしつつ、観光で儲ける」が重視されている。「活用」は博物館の活動そのものであり、これまでやって来たのに、そのうえ何故センターを置くのか不明確。

・博物館の利用、文化財の活用という点では、時間はかかるが学校教育との連携が欠かせない。幼少期からなぜ文化財が必要なのかということを伝えていく必要がある。

・政治家は「活用」をやっていないではないかとしている。現実問題としては、彼らにもわかるような「活用」の実践を具体的かつ迅速に示す必要がある。

### (3) その他

委員長から平成30年度の開催予定について見通しの説明があった。8～9月頃、12月頃、3月頃の3回程度を予定。このほかに、5月27日（日）には、日本考古学協会と共催でシンポジウム「文化財保護法の改正と遺跡の保存活用」を開催する予定。